

## クリーンプラザふじみに係る廃棄物受入基準

平成25年7月1日制定

ふじみ衛生組合廃棄物処理に関する条例（平成24年条例第3号）第6条及びふじみ衛生組合廃棄物処理に関する条例施行規則（平成24年規則第1号）第4条に規定する、三鷹市及び調布市（以下「組織市」という。）内における土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理をする者とする。）及び組織市の市長の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者が廃棄物をクリーンプラザふじみに搬入するときの受入基準を以下のとおり定める。

### 1 受入日

月曜日から土曜日まで（1月1日から1月3日までを除く。また、一般廃棄物収集運搬業者は土曜日を除く。）

### 2 受付時間

8時30分から17時まで（12時から13時を除く。）

### 3 受入基準

区 分	受入基準
燃やせるごみ	組織市のリサイクルカレンダーに定められたもの （一方のリサイクルカレンダーに記載されていれば受け入れる。） 樹木は、直径10cmかつ長さ1m以下 木の板は、長辺1m、短辺70cmかつ厚さ5cm以下
可燃性粗大ごみ	畳、布団、毛布及び繊維製カーペット 木製家具（長辺2m、短辺1mかつ奥行70cm以下で ガラス、鏡を取り除き、金属がほとんどないもの）